

# 第5種共同漁業権に係る 遊漁規則認可一覧表

---

令和6年1月4日広島県報告示第2号の別冊

漁業権者		漁業権の免許番号 (内水共第__号)	頁
名称 (漁業協同組合)	住所		
芸防	山口県岩国市小瀬1029番地	1	1
吉和川	廿日市市吉和737番地の2	2、3、4	6
吉和川	廿日市市吉和737番地の2	5、6	10
水内川	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地	7、8	13
広島市内水面	広島市南区松川町2番9号	9	16
三段峡	山県郡安芸太田町大字吉和郷36番地の1	14、15、16	19
八幡川	山県郡北広島町大暮85番地3	17、18、19、20	22
太田川上流	山県郡安芸太田町大字加計801番地の1	21、22	25
太田川	広島市安佐北区可部町大字今井田418番地の81	23、24、25	28
三篠川	広島市安佐北区白木町大字井原4215番地	26	32
可愛川	山県郡北広島町川井722番地の1	27、28、29、30、31、32	35
田総川	庄原市総領町下領家278番地	33、34、35	40
神之瀬川	庄原市高野町新市676番地5	36、37	44
西城川	庄原市川手町54番地の1	38、39	48
江の川	三次市三次町1857番地の1	40、41	53
帝釈峡	庄原市東城町帝釈宇山甲490番地の8	42、43	59
帝釈峡	庄原市東城町帝釈宇山甲490番地の8	44	63
東城川	庄原市東城町川東1452番地4	45、46、47、48	66
沼田川	東広島市河内町中河内569番地の3	49	70
沼田川	東広島市河内町中河内569番地の3	50	75
本郷沼田川	三原市本郷町船木3128番地の1	49	79
芦田川上流	世羅郡世羅町大字伊尾611番地の3	51、52	83
芦田川府中	府中市鶴飼町702番地1	53、54	87
福山市芦田川	福山市草戸町四丁目1番2号	55	90

※ 漁業の免許の内容などについては、令和5年8月3日広島県告示第988号のとおり。

※ 漁業の免許については、令和6年1月4日広島県告示第1号のとおり。

※ 各遊漁規則に規定する遊漁承認証等の様式の掲載は省略した。

## 芸防漁業協同組合内水共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、芸防漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第1号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、ます、こい、うなぎ、ふな及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認および遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、しなければならない。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第3項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模	ウ 期間
建 網	1人2統までとし2統の合計延長は50メートル以下とする。	8月19日～25日の間の日曜日から11月30日まで
籠・箱 (うなぎを目的とする)	籠・箱の合計で1人5個までとする。	5月1日から9月30日まで
籠 (もくずがにを目的とする)	1人5個までとする。	4月1日から12月31日まで

2 夜間電燈を使用しての遊漁は行ってはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	竿釣：5月の最終日曜日から11月30日まで 手釣：8月6日～12日の間の日曜日から11月30日まで 網漁：8月19日～25日の間の日曜日から11月30日まで
ます	3月の最終日曜日から8月31日まで
うなぎ	5月1日から9月30日まで
こい ふな	1月1日から12月31日まで
もくずがに	4月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
岩国市小瀬両国橋上流端から上流100メートル及び下流686メートルまで	あゆの全漁具・漁法	9月20日から11月30日まで
弥栄オートキャンプ場駐車場の左岸下流域の石垣と対岸の大岩を結んだ線から上流大三郎橋下端までの約600メートル区域	あゆの手釣・網漁業	通年
大竹市防鹿地先から岩国市小瀬前淵地先に架かる沈下橋から上流260メートルの地点と沈下橋から下流190メートルの区域	あゆの手釣・網漁業	通年
弥栄ダム堰堤本体より500メートル上流に設置した「流木防止装置」より下流の弥栄湖の区域並びに「水質保全装置（噴水船）」及び「水質保全装置（ポンプ船）」の周囲50メートルの区域	全漁具・漁法	通年

(全長等の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
ます	全長 15センチメートル以下
こい	全長 20センチメートル以下
ふな	全長 6センチメートル以下
うなぎ	全長 30センチメートル以下
もくずがに	全甲幅 5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生の生徒の場合は無料、肢体不自由者の場合は次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする

魚種	漁具漁法	漁者の区分	期間	遊漁料	備考
あゆ	手釣 竿釣	大人	1日	2,000円	年券を2等 と略称
			1年	7,000円	
		中学生	1日	300円	
			1年	1,000円	
	建網 投網 たも網	全遊漁者	1日	3,000円	年券を1等 と略称
			1年	12,000円	
ます	手釣 竿釣	大人	1日	1,000円	
			1年	3,000円	
		中学生	1日	500円	
			1年	1,000円	
こい ふな	手釣 竿釣	大人	1日	300円	
			1年	3,000円	
		中学生	1日	150円	
			1年	1,000円	
	投網	全遊漁者	1日	1,000円	
			1年	6,000円	
うなぎ	手釣 竿釣	大人	1日	300円	
			1年	3,000円	
		中学生	1日	150円	
			1年	1,000円	
	延縄 籠・箱	全遊漁者	1日	1,000円	
			1年	6,000円	
もくずがに	手釣 竿釣	大人	1日	300円	
			1年	3,000円	
		中学生	1日	150円	
			1年	500円	

	籠	大人	1日	1,000円
			1年	6,000円
	中学生	1日	150円	
		1年	1,000円	

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所
(1)	芸防漁業協同組合	山口県岩国市小瀬 1029 番地
(2)	その他組合が指定する場所	

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定した時も同様とする。

#### (遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

#### (遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

岩国市小瀬両国橋上流端から上流 100 メートル及び下流 686 メートルまで

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

#### (漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する

## 吉和川漁業協同組合内水共第2号、内水共第3号及び内水共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、吉和川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第2号、内水共第3号及び内水共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ及びますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣（第4条第1項の専用区におけるにじますのフライ・ルアー釣を除く。）による場合は、第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第3条 次の表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄の区域内においては、ウ欄の規模の範囲内でエ欄の期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 統数又は規模	エ 期間
【あゆ】 投網		網たけ4メートル 以下	6月1日から11月30 日までの期間で組合が 定めて公示する期間
【ます】 竿釣	七瀬川における虫渡 橋から焼山川と青笹 川の合流点までの区 間（以下「溪流釣専用 区」という。）を除く		3月1日から8月31日 まで



【ます】 竿釣のうち溪流釣	溪流釣専用区		3月1日から8月31日まで
【ます】 竿釣のうちにじますを目的とするフライ・ルアー釣	七瀬川における虫渡橋から旧岩倉発電所山堰堤までの区間	1日当りの採捕者は20人以下	9月1日から12月31日までの期間で組合が定めて公示する期間

2 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

3 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(フライ・ルアー釣専用区の設定)

第4条 廿日市市虫所山虫渡橋から廿日市市旧岩倉発電所虫所山堰堤までの区域は、9月1日から12月31日までの期間をにじますを目的とするフライ・ルアー釣専用区とし、他の漁具漁法での遊漁を禁止する。なお、持ち帰りできるにじますの尾数は1人1日2尾以下とする。

2 第1項のにじますを目的とするフライ・ルアー釣によりあまごが釣れたときは、直ちにこれを再放流するものとする。

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間
ます(あまご)	3月1日から8月31日まで
ます(にじます)	9月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
焼山橋から林道沿い焼山川上流2,600メートルの所にある焼山川と林道の交差する地点までの区間	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
青笹川と樽川の合流点から林道青笹線沿い青笹川上流2,500メートルの所にある地籍調査標柱までの区間	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
青笹川と樽川との合流点から、樽川における中国電力送電線東山口幹線の鉄塔141号と142号を結ぶ線と樽川との交点までの区間	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
七瀬川と折休川の合流点から折休川における鹿之打橋までの区間	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
玖島川音丸橋下流及び小瀬川枇杷ヶ原水位観測所下流の区間	全漁具、漁法	9月1日から11月30日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下は無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	竿釣	3,000円	10,000円
	ちょんがけ、水眼、投網		15,000円
ます (あまご)	竿釣	1,600円	5,000円
	竿釣のうち第3条第1項表中の溪流釣	3,000円 2,000円	
ます (にじます)	竿釣のうち第3条第1項表中のフライ・ルアー釣	3,500円	

2 前項の規定にかかわらず、専用区におけるますの溪流釣及びフライ・ルアー釣を除き、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具・漁法は、遊漁することができる。また、内水共第5号及び内水共第6号における遊漁についても同様とし、別に納付することを要しない。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣(第3条第1項表中のますの溪流釣及びフライ・ルアー釣を除く。)による遊漁の場合には、当

該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	吉和川漁業協同組合	広島県廿日市市吉和 737-2	0829-77-2911
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内にける川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 吉和川漁業協同組合内水共第5号及び内水共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、吉和川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第5号及び内水共6号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、ます、うなぎを言う。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは手釣、竿釣、水眼、つけ針、濁りかけによる場合は第10条の規定により遊漁の中止を命じられ、また以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

第4条第1項の専用区における毛鉤釣の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (遊漁期間)

第3条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行われなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで
ます	4月1日から8月31日まで
うなぎ	4月1日から11月30日まで

2 前項の公示は、この組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(漁具、漁法、漁場の制限)

第4条 中津谷川と小川の合流点から小川の上流馬立橋（ケブタ谷）までを毛鉤釣専用区とし、ルアーの使用を含む他の漁具、漁法で遊漁することを禁止する。

また、この区域における1日当たりの採捕者数を10名以下とし、持ち帰りできる尾数は1人1日当たり2尾以下とする。

2 あゆの水眼による遊漁は、あゆ解禁日より21日以降から11月30日までの間で組合が定めて公示した日から11月30日までとする。

3 あゆの竿釣による遊漁は、リールを使用してはならない。

4 釣り大会等のため、漁場の一部一定期間遊漁を制限することがある。

ただし、この場合には公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
太田川と清水原川（通称滝ヶ谷川）との合流点から清水原川の上流1,000メートル（大滝）の区域	1月1日から12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が幼児、小学校児童は無料、中学校の生徒または肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	竿釣 水眼 濁りかけ	日券 3,000円	年券 10,000円
うなぎ	手釣 竿釣 つけ針	日券 1,600円	年券 5,000円
ます	手釣 竿釣		
	第4条第1項の専用区における毛鉤釣	日券 4,000円	年券 20,000円

2 前項の規定に係わらず、第4条第1項の専用区における毛鉤釣を除き、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具・漁法は、遊漁することができる。また、専用区におけるますの溪流釣及びフライ・ルアー釣を除き、内水共第2号、内水共第3号、内水共第4号における遊漁についても同様とし、別の納付することを要しない。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、水眼、つけ針、濁りかけによる遊漁の場合には、当該遊漁をす

る場所において漁場監視員に納付することができる。

(納付場所)

	納付場所	住所	電話番号
(1)	吉和川漁業協同組合事務所	廿日市市吉和 737-2	0829-77-2911
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は組合事務所等に掲示して周知を図る。

また、納付場所の変更について指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証および腕章は他人に譲渡し、または貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 水内川漁業協同組合内水共第7号及び内水共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、水内川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第7号及び内水共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行うものとする。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護又は組合員、若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 期間
ころがし	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて 公示する日から11月30日まで

2 あゆを対象とする友釣りにおいて、あゆの遊漁期間開始日から前項のころがし漁開始日の前日までの期間は、リールを使用してはならない。

3 漁具、漁法別の規模の制限は、第5条の表に示すとおりとする。

4 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で

行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
ま す	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示する日から8月31日まで
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで

2 前項の公示は、組合及び第5条第3項に規定する納付場所に掲示するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額(100円未満の端数は切り捨て)とする。ただし、消費税の変更後、最初の1月1日を税を含む遊漁料の基準日とする。

なお、この場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小学校児童のときは無料、満18歳以下の者又は肢体不自由者のときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具、漁法	規模	遊漁料(税抜)	
			日券	年券
あ ゆ	手釣、竿釣	1人1本	日券 3,000円	年券 10,000円
	ころがし	1人1本		
こ い うなぎ	手釣、竿釣	1人1本	日券 1,500円	年券 4,000円
	つけ針	1人5本まで (はえ縄漁法は 禁止とする)		
	うなぎかご	1人3個まで		
ま す	手釣、竿釣	1人1本	日券 1,500円	年券 4,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料は、次の場所においてしなければならない。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	水内川漁業協同組合	広島市佐伯区湯来町和田 166	0829-83-0536
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステ



ムにおいて行うものとする。

- 3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁に際し、河川の環境保全に努めなければならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 広島市内水面漁業協同組合内水共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、広島市内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第9号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭とするものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網による遊漁の場合には、第9条の規定による場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護又は組合員、若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条の規定による場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 統数又は規模
たも網	口径1m以下
投網	網目の大きさ15cmにつき9節以下
手釣、竿釣	1人1本

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 前項の公示は、この組合に提示する。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に300円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あ ゆ	手釣、竿釣（ころがしを含む）、たも網	1日500円、1年2,500円
う な ぎ	手釣、竿釣	
こ い ふ な	手釣、竿釣、たも網	1日200円、1年1,000円
あ ゆ こ い ふ な	投 網	1日1,000円、1年4,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又は低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、たも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所 納 付 場 所 (TEL)  
広島市南区松川町2番9号 広島市内水面漁業協同組合事務所 (082-261-8756)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をして

はならない。

- 4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 8 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第 2 号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第 9 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 三段峡漁業協同組合内水共第 14 号、内水共第 15 号及び内水共第 16 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、三段峡漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 14 号、内水共第 15 号及び内水共第 16 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ます、はや（おいかわ・かわむつ・うぐい）をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、延縄、かごによる遊漁の場合は口頭でしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があつたときは、第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法・漁場の制限)

第 3 条 遊漁における、あゆの「ころがし漁法」は禁止する。

2 うなぎの「かご漁法」のかごの数は 1 人 1 個とする。

3 釣大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。  
ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あ ゆ	5 月 20 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日(解禁日)から 11 月 30 日まで
こ い	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ま す	3 月 1 日から 8 月 31 日まで
う な ぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

はや（おいか わ・かわむつ・ うぐい）	1月1日から12月31日まで
---------------------------	----------------

- 2 前項の公示は、この組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域内においてはイ欄の漁法による遊漁は、それぞれウ欄の期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具、漁法	ウ 期間
寺領川と長原川との合流点から庄野橋までの区域	全漁具、漁法	周年
粒谷川と太田川との合流点から粒谷川砂防ダムまでの区域	〃	〃
板ヶ谷川と犬ヶ谷川との合流点から上流へ1番目の堰堤までの区域	〃	〃
那須川浦折橋から上流三ツ滝までの区域	〃	〃

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が幼児又は小学校児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あ ゆ	竿釣	1日3,000円 1年9,000円
こい、ます	手釣、竿釣	1日1,000円 1年2,500円
う な ぎ	手釣、竿釣 延縄、かご	1日1,000円 1年2,500円
は や (おいかわ・ かわむつ・う ぐい)	竿釣	1日200円 1年500円 遊漁者が未就学の幼児、小中学校の生徒は無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	三段峡漁業協同組合	安芸太田町大字吉和郷 36-1	0826-28-2358
(2)	その他組合員が指定する場所		

- 4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底をかくはんする等の行為をしてはならない。
- 5 遊漁者は、危険な場所での遊漁や危険な行為をしてはならない。
- 6 遊漁者は組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の許可があった日から施行する。

## 八幡川漁業協同組合内水共第 17 号、内水共第 18 号、内水共第 19 号及び内水共第 20 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、八幡川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 17 号、内水共第 18 号、内水共第 19 号及び内水共第 20 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ます、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、つけ釣、抄網（にごりかけを含む）及びうなぎ籠による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、つけ釣、抄網（にごりかけを含む）及びうなぎ籠による場合は、第 10 条の規定により遊漁の中止を命ぜられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、その他の場合は、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
ます	4 月 1 日から 8 月 31 日まで
うなぎ	4 月 1 日から 10 月 31 日まで

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄の規模の範囲内でなければならない。



ア 漁具・漁法	イ 統数又は規模
投網、建網、抄網（にごりかけを含む）	1人当たり1統以内
うなぎ籠	1人当たり5個以内

（禁止区域）

第5条 次の区域においては、自然増殖等の促進のため、遊漁をしてはならない。

- (1) 橋山川における北広島町空城「苜尾橋」から上流
- (2) 空城川における北広島町空城「新田屋橋」から上流
- (3) 馬ノ原川における北広島町荒神原「馬の原橋」から上流
- (4) 苜屋形川における北広島町苜屋形「梅之木井堰」から上流
- (5) 大暮川における北広島町深山「阿佐山橋」から上流
- (6) 丁川における「鋳口橋」から上流

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

- (1) 手釣、竿釣、抄網、つけ針、うなぎ籠による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
こい	手釣、竿釣、つけ針、抄網（にごりかけを含む）、うなぎ籠	2,000円	4,000円
ます			
うなぎ			

- (2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい	投網、建網	日券 2,000円
		年券 4,000円
ます	投網	日券 2,000円
		年券 4,000円
こい、ます、うなぎ	やす	日券 2,000円
		年券 4,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣、つけ針、抄網（にごりかけを含む）、うなぎ籠による遊

漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	八幡川漁業協同組合	広島県山県郡北広島町大暮 85-3	0826-38-0734
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

#### (遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

#### (遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

#### (漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

#### (違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

#### 附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 太田川上流漁業協同組合内水共第 21 号及び内水共第 22 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、太田川上流漁業協同組合（以下「組合」という）の有する内水共第21号及び内水共第22号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合は、第 10 条に規定にする場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 次の漁具、漁法による遊漁はしてはならない。

- (1) ほこ又はやすを用いた遊漁
- (2) 潜水（素潜りを含む。）による遊漁
- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 期間
ころがし	6月1日～11月30日までの期間内で組合が定めて公示した期間

- 3 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。
- 4 前項の公示は、この組合及び第 6 条第 3 項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示した期間
うなぎ	4月1日から10月31日まで
ます	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示した期間

- 2 前項の公示は、この組合及び第 6 条第 3 項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄の漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁法	ウ 期間
滝山井堰から大平橋上流 右左岸 370mまで	水眼、ころがし、抄網 (にごりがけ)、舟釣	あゆ解禁日から9月8日まで
大平橋上流右左岸 370mから 上流堤体左岸上流 500m (網場) 地点と右岸安芸太 田町大字加計字高果(自然 生態公園)先端を結んだ線 まで	すべての漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
滝山川堰堤から滝山井堰 まで	すべての漁具、漁法	1月1日から12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額(100円未満の端数は切り捨て)とする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とするが、あゆを除く遊漁については、小学生以下を無料とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料(税抜)	
		日券	年券
あゆ	手釣、竿釣、ころがし	3,000円	10,000円
	抄網(にごりがけ)		3,000円
こい	手釣、竿釣	1,000円	3,000円
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎかご、つけ針	1,000円	3,000円
ます	手釣、竿釣	1,000円	3,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料(税抜)	
		1日	1年
あゆ	舟釣、水眼 (ほこ・やすの使用を除く)	3,000円	11,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、ころがし、抄網、うなぎかご及びつけ針による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる

	納付場所	住所	電話番号
(1)	太田川上流漁業協同組合	山県郡安芸太田町大字加計 801 番地 1	0826-22-2290
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 太田川漁業協同組合内水共第 23 号、内水共第 24 号及び内水共第 25 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、太田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 23 号内水共第 24 号及び内水共第 25 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、ます、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行うものとする。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 11 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者（以下、「遊漁者」という。）は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法、漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規模
た も 網	網は口径 1 メートル以下
か に 籠	1 人 3 ヶ以下

2 遊漁者は、遊漁に際して舟を使用してはならない。

3 あゆを対象とする竿釣りをを行う際は、友釣りを除きリールを使用してはならない。

4 あゆを対象とするたも網の使用は、あゆ解禁日から 6 月 24 日までの間に行ってはならない。

5 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。  
ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる

期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あ ゆ	5月20日から11月30日までの期間内で、組合が定めて公示する期間
う な ぎ	4月1日から10月31日まで
ま す	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示する日（ます解禁日）から、8月31日まで
も く ず が に	10月10日から翌年4月30日までの期間内で組合が定めて公示する日時
こ い、ふ な	1月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、組合及び第7条第3項に規定する納付場所に提示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄の漁具、漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具、漁法	ウ 期間
高瀬堰から下流 30mまでの区域	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
高瀬堰下流か 30mから内水共第23号の下流地点までの区域	あゆについての全漁具、漁法	10月1日から11月15日まで
津伏堰から下流 30mまでの区域	あゆについての全漁具、漁法	あゆ解禁日から6月30日まで

(全長等の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
もくずがに	全甲幅5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額とする。

ただし、遊漁者が中学生以下のときは、かに籠を除き無料、75才以上の方、女性又は障害者手帳を提示された方は、かに籠を除き、次の表に掲げる額の2分の1の額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加

算した額とする。

魚種	漁具、漁法	遊漁料（税抜き）
あゆ	手釣、竿釣（ころがし、しゃくりを含む）、 たも網	1日 2,800円 1年 11,000円
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎ筒、はえなわ、つけ 針	1日 1,000円 1年 2,900円
ふな	手釣、竿釣、たも網	
こい		
ます	手釣、竿釣	
もくずがに	かに籠	1年 3,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の魚種、漁具、漁法は、遊漁することができる。

ただし、かに籠は除くものとする。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、第1項による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所 納 付 場 所 電 話 番 号

(1) 広島市安佐北区可部町今井田 太田川漁業協同組合 082-812-2161

(2) その他組合の指定する場所

4 前項で指定した納付場所は組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に察し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕



量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、県知事の認可のあった日（令和6年1月1日）から施行する。

## 三篠川漁業協同組合内水共第 26 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、三篠川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 26 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、うなぎ籠、ころがし、かに籠及び水眼による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、うなぎ籠、ころがし、かに籠及び水眼による場合は、第 10 条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 漁種	イ 期間
あゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日から 11 月 30 日まで
こい	1 月 1 日から 12 月 31 日まで、ただし、投網については 4 月 1 日からあゆの投網の解禁日まで、を除く
もくずがに	10 月 10 日午後 5 時から翌年 4 月 30 日まで
うなぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 前項の公示は、組合及び第 6 条第 2 項に規定する納付場所に提示してするものとする。

(漁具、漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規模	
うなぎ籠	1人	5個以内
かに籠	1人	3個以内

(全長等の制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
もくずがに	甲羅の直径が5cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは、無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第2項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次に掲げる額に300円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣、うなぎ籠、ころがし及び水眼による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料			
		1日	2,000円	1年	7,000円
あゆ	ころがし、水眼、竿釣	1日	2,000円	1年	7,000円
こい	手釣、竿釣	1日	600円	1年	2,500円
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎ籠	1日	800円	1年	3,500円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	投網	1年	8,000円
こい	投網	1年	8,000円
あゆ	たも網	1年	2,000円
もくずがに	かに籠	1年	3,100円

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、うなぎ籠、ころがし及び水眼による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。

住所	納付場所	電話番号
広島市安佐北区白木町三田	三田 カフェ	080-2926-7435
広島市安佐北区白木町市川 1783	佐々木食料品店	082-828-1002
安芸高田市向原町長田 3785	喫茶 ジョイフル	0826-46-2966

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

可愛川漁業協同組合 内水共第 27 号、内水共第 28 号、内水共第 29 号、内水共第 30 号、内水共第 31 号及び内水共第 32 号第 5 種共同漁業権 遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、可愛川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 27 号、内水共第 28、内水共第 29 号、内水共第 30 号、内水共第 31 号及び内水共第 32 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、ます、はや（おいかわ・かわむつ）をいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第 11 条の規定による場合（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後遊漁を拒絶された者であること）を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄の魚種、漁具、漁法による遊漁は、イ欄の区域内において、ウ欄の統数又は規模の範囲内でエ欄の期間内でなければならない。

ア 魚種・漁具・漁法		イ 区域	ウ 統数又は規模	エ 期間
あゆ	友釣り ちゃぐり	全域		6 月第 2 土曜日～11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する期間
	濁りかき ちょんがけ 投網	第 5 項に規定する区域（竿釣専用区）を除く	網口の口径が 30 cm 以上の濁りかき及び投網は網目の大きさが 15 cm につき 8 節以下	同上 ただし、灯火の使用は組合が定めて公示する期間を除く

ア 魚種・漁具・漁法		イ 区域	ウ 統数又は規模	エ 期間
ます	手釣、竿釣	毛ばり釣専用区を除く	一人3本以内	3月1日から 8月31日まで
	手釣・竿釣のうち毛ばり釣	毛ばり釣専用区		3月1日から 8月31日まで
うなぎ	手釣、竿釣	全域	一人3本以内	4月1日から 9月30日まで
	延縄、うなぎ籠、やす	全域		
こい・ふな	手釣、竿釣	全域	一人3本以内	1月1日から 12月31日まで
	投網	全域	網目の大きさが15cmにつき8節以下	1月1日から12月31日までの間で組合が定めて公示する期間
はや	手釣、竿釣	北広島町大朝	一人3本以内	1月1日から12月31日までの間で組合が定めて公示する期間
	投網	「亀尻橋」から下流の江の川	網目の大きさが15cmにつき14節以下	

2 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

3 遊漁者は、遊漁を行うに際して舟を使用してはならない。

ただし、八千代湖堰堤より、ふれあい大橋までの区域（ダム湖）を除く。

4 第7条第1項第1号で遊漁するものは、水眼を使用してはならない。

5 次に掲げる区域はあゆ漁の解禁日から9月10日までの間は網漁具の使用を禁止する。

(1) 可愛川における次の基点アイを結んだ線からウエを結んだ線までの区域

ア 北広島町川井火神谷川と可愛川合流点から可愛川左岸沿いに500m下流

イ アから可愛川の流に直角に対岸を見通す線と可愛川右岸との交点

ウ 上官井堰下流側右岸付け根

エ 上官井堰下流側左岸付け根

(2) 志路原川における可愛川との合流点から保余原橋までの区域

6 川底を攪拌して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あ ゆ	6月第2土曜日～11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日の午前5時から11月30日まで
ま す	3月1日から8月31日まで

2 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示するものとする。

(毛ばり釣専用区の設定)

第5条 次に掲げる区域は、毛ばり釣専用区とし、毛ばり釣以外の漁具・漁法で遊漁することを禁止する。また、魚の持ち帰りは1人1日2尾以下とする。

山県郡北広島町筏津と高野との境界より上流の筏津川と、清水が丸川における筏津川との合流点から上流2,000メートルの所及び小滝川における北広島町高野県道79号線との交点の橋までの区域

(禁止区域)

第6条 次のア、イを結んだ直線から上流、ウ、エを結んだ直線から下流の江の川の区域及びオ、カを結んだ直線から上流、キ、クを結んだ直線から下流の大谷川の区域は、周年遊漁してはならない。

基点

ア 江の川における安芸高田市八千代町土師久保橋上流右岸付け根

イ 江の川における安芸高田市八千代町土師久保橋上流左岸付け根

ウ 江の川右岸における安芸高田市八千代町土師1935番の10地先

(ダム上流2.2km地点)

エ 江の川左岸における安芸高田市八千代町土師568番の1地先

(ダム上流2.2km地点)

オ 筏津川と大谷川の合流点右岸付け根

カ 筏津川と大谷川の合流点左岸付け根

キ 大谷川における北広島町大谷「曇山橋」下流側右岸付け根

ク 大谷川における北広島町大谷「曇山橋」下流側左岸付け根

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、(1)については遊漁者が未就学の幼児若しくは小中学校の生徒のときはあゆ、うなぎ、ます(専用区の毛鉤釣りを除く)については次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、こい、ふな、はやについては無料とする。

また、肢体不自由者のときは、専用区の毛鉤釣りを除き次の(1)、(2)に掲げる額

の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1)

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	友釣・ちゃぐり	1日 2,300円、1年 7,200円
こい うなぎ	手釣・竿釣	1日 1,400円、1年 5,200円
ます (やまめ)	手釣・竿釣	1日 1,400円、1年 5,200円
	毛ばり釣	1日 2,000円
ふな	手釣・竿釣	1日 900円、1年 2,600円
はや (おいかわ・ かわむつ)	手釣・竿釣	1日 500円、1年 1,000円

(2)

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	投網、濁りかき、 ちょんがけ	1日 3,500円、1年 10,000円
こい ふな	投網	
うなぎ	やす、うなぎ籠、 延縄	
はや	投網	

注) ますの竿釣のうち、毛ばり釣については、毛ばり釣専用区での料金である。

- 2 前項の規定にかかわらず、専用区での毛ばり釣を除き、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、友釣及びちゃぐりによる遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所	納 付 場 所	電 話 番 号
(1) 北広島町川井	可愛川漁業協同組合	0826-72-2125
(2) その他組合の指定する場所		

- 4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を



遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊魚をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 田総川漁業協同組合内水共第 33 号、内水共第 34 号及び内水共第 35 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、田総川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 33 号、内水共第 34 号及び内水共第 35 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条の規定による場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種、漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種、漁具、漁法		イ 統数又は規模
うなぎ	つけばり	1 人当たり 1 日 50 本以内
	かご	1 人 5 統以内
ます (やまめ)	たも網	たも網の口径 30cm 以下

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日（解禁日）から11月30日まで。ただし、投網による遊漁にあつては、あゆ放流日からあゆ投網の解禁日の前日までを除く。（あゆ放流日及びあゆ投網の解禁日は、組合が公示する。）
こい、うなぎ	1月1日から12月31日まで。ただし、投網による遊漁にあつては、あゆ放流日からあゆ投網の解禁日の前日までを除く。 （あゆ放流日及びあゆ投網の解禁日は、組合が公示する。）
ます（やまめ）	3月1日から8月31日まで。ただし、投網による遊漁にあつては、あゆ放流日からあゆ投網の解禁日の前日までを除く。 （あゆ放流日及びあゆ投網の解禁日は、組合が公示する。）

2 前項の公示は、組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる水産動物は、イ欄に掲げる区域において、それぞれウ欄に掲げる期間中採捕してはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	庄原市総領町稲草田中橋から上流 20mより下流域	9月1日から10月31日まで
全魚種	川井堰堤より上流及び下流各 50m の区間	通年

（全長等の制限）

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
こい、ます（やまめ）	全長 15cm 以下
うなぎ	全長 30cm 以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小中学校の生徒の場合は無料、肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、300円を加算した額とする。

(1) 手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日 2,000円
		1年 8,000円
ます(やまめ)		1日 2,000円
		1年 5,000円
こい、うなぎ		1日 1,000円
		1年 2,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	投網	1日 2,000円 1年 8,000円
こい	投網	
ます(やまめ)	たも網、投網	
うなぎ	つけばり、かご	

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所 納付場所 電話番号

(1) 広島県庄原市総領町下領家 278 番地 田総川漁業協同組合 (0824) 88-3067

(2) その他組合が指定する場所

- 4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されたものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第 2 号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可があった日から施行する。

## 神之瀬川漁業協同組合内水共第 36 号及び第 37 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、神之瀬川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 36 号及び内水共第 37 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ます、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭で行わなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域内においては、ウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 統数又は規模
リール竿	全区域	1 人 4 本以内とする

- 2 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

### (遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日（解禁日）から 11 月 30 日まで
ます	3 月 1 日から 8 月 31 日まで

- 2 前項の公示は、組合及び第 6 条第 3 項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
指谷橋より下流を除く全区域	手ヤス、ちょんかけ、とも釣、ちゃぐり針、投網、抄網	5月20日からあゆ解禁日まで
	手ヤス、ちょんかけ、ちゃぐり針、投網、抄網	3月1日から理事が定め公示する日(夜川解禁日)までの期間内で、日没後から日の出まで
	リール竿、投網、抄網	こい放流日から理事が定め公示する日まで
ふるさと村高暮前の橋より下流1,700mの全区域	手ヤス、ちょんかけ、とも釣、ちゃぐり針、投網、抄網、	8月20日から10月31日まで
下門田 五郎四郎井堰より上流500mの全区域	すべての網類、手ヤス、ちょんかけ	1月1日から12月31日まで
高暮小水力堰堤より上流300mの全区域		
新市原田井堰より上流300mの全区域		

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	とも釣、ちゃぐり針、投網、抄網	3,500円	7,500円
こい、うなぎ	リール竿	2,500円	6,500円
こい	手釣、竿釣、つけ針、手ヤス ちょんかけ	1,500円	5,500円
ます	手釣、竿釣、ルアー、フライ		
うなぎ	つけ針、手ヤス ちょんかけ		

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料は、次の場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	神之瀬川漁業 協同組合	庄原市高野町新市 676-5	0824-86-2011
(2)	その他組合が指定する場所		

- 4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
  - 3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
  - 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻



しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日（令和6年1月1日）から施行する。

## 西城川漁業協同組合内水共第 38 号（あゆ・こい）及び内水共第 39 号（うなぎ・ます）第 5 種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第 1 条 この規則は、西城川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 38 号及び内水共第 39 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ちょんかけ、鉾突、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ちょんかけ、鉾突、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合は、第 10 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法・漁場の制限）

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規模	ウ 期間
投 網	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下のもの	投網解禁日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。ただし、第 5 条に定める友釣専用区は、8 月 1 日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。

にごりかき	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下、網の口径 50 センチメートルから 150 センチメートル以下まで	8 月 1 日から 11 月 30 日まで
すくい網	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下、網の口径 50 センチメートル以下のもの	8 月 1 日から翌年のあゆ放流日まで
投 釣	1 人 3 本以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ちょんかけ 鉾 突	1 人 1 本	投網解禁日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。ただし、第 5 条に定める友釣専用区は、8 月 1 日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。
うなぎかご	1 人 5 個以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- 2 あゆ放流日から 8 月 1 日午前 5 時迄の期間は、19 時から翌朝 5 時まで投網および鉾突、ちょんかけによる遊漁はしてはならない。
- 3 第 1 項の投網解禁日は、組合が定めて公表する。
- 4 投網と鉾突、又はちょんかけの併用はできる。
- 5 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、組合は公示するものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あ ゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日(解禁日)から 11 月 30 日まで
ま す	4 月 1 日から 8 月 31 日までの期間内で組合が定めて公示する日(解禁日)から 8 月 31 日まで。
こ い う な ぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- 2 前項の公示は、組合及び第 6 条第 3 項に規定する納付場所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる

漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具、漁法	ウ 期間
西城川と比和川の合流点から新永原大橋まで、庄原市高町市場五反瀬橋上流から庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点まで及び庄原市掛田町明神瀬橋上流から庄原市川手町青木井堰まで（友釣専用区）	手釣、竿釣、つけ針、投釣、うなぎかご以外の全漁具、漁法	あゆ解禁日から7月31日まで
庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流坂根橋までの小鳥原川の区域	全漁具、漁法	9月1日から翌年ます解禁日まで
庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流古谷橋までの西城川の区域	〃	〃
庄原市西城町油木地内中電落合発電所堰堤から上流県民の森の境界までの六の原川の区域	〃	〃
庄原市西城町別所新別所橋から上流土深橋までの熊野川の区域	〃	〃
庄原市西城町入江入江橋から上流二本桁川と大屋川の合流点までの大屋川の区域	〃	〃
庄原市川北町きびざき橋から上流長野川と川北川の合流点までの川北川の区域	〃	〃
庄原市比和町須川上橋から上流熊野橋までの古頃川の区域	〃	〃
庄原市比和町新永原大橋から上流木次屋橋までの比和川の区域	〃	〃

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童、中学校の生徒のときは無料、肢体不自由者（身体障害者）のときは、次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

- (1) 手釣、竿釣、鉾突、ちょんかけ、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料（税抜）
あ ゆ	竿釣、ちょんかけ、鉾突	1日 3,000円 1年 9,000円
こ い うなぎ ま す	手釣、竿釣、投釣、つけ針、鉾突、すくい網、にごりかき、うなぎかご	1日 3,000円 1年 5,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料（税抜）
あ ゆ こ い うなぎ ま す	投 網	1日 3,000円 1年 10,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣、鉾突、ちょんかけ、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	西城川漁業協同組合	庄原市川手町 54 番地 1	0824-72-0673
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁する場合川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 9 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第 2 号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 江の川漁業協同組合内水共第 40 号及び 41 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、江の川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 40 号及び内水共第 41 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ふな、はや（おいかわ）、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出してしなければならない。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 10 条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種、漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域内において、ウ欄に掲げる規模の範囲でエ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種・漁具・漁法		イ 区域	ウ 規模 (網目は、15センチメートルについてである。)	エ 期間
あゆ	徒手採捕	40 号の区域	あゆの手づかみ	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
	たも網	40 号の区域	網の目合 11 節より粗いもので、網口長径 30 センチメートル以下、灯火を用いる他は漁具の併用ができない。	あゆ解禁日から 11 月 30 日まで
	たいまち	40 号の区域	網の目合 11 節より粗いもので、網の先幅 3 メートル以下。	8 月 1 日から 11 月 30 日まで
	投網	40 号の区域	網の目合 11 節より粗いもので、	あゆ解禁日から

			網糸はモノヒラ2号以上。	11月30日まで
	友釣	40号の区域	種あゆを利用して行う。 かけ鉤の使用4本まで。	あゆ解禁日から 11月30日まで
	ルアー釣	生田川	アユルアーを利用して行う。	あゆ解禁日から 11月30日まで
	ちゃぐり	40号の区域	かけ鉤の使用6段まで	7月1日から 11月30日まで 但し、山根川尻 より下流両国橋 上流側付け根ま で(入会区)は 9月20日から 10月19日まで
	ちょんが け	40号の区域	網の併用はできない。	あゆ解禁日から 11月30日まで
こい	投網	40号の区域	網の目合8節より粗いもの。	1月1日から 12月31日まで
	投釣	40号の区域	釣竿により又は釣竿にリールを 取付けて使用、或いはテグスの 投釣で何れも1人3本以下とす る。	1月1日から 12月31日まで
	のべなわ	40号の区域	つけばり	1月1日から 12月31日まで
うなぎ	のべなわ	40号の区域	つけばり	4月1日から 9月30日まで
	ほこづき	40号の区域	使用するヤスは、4本又以下の もの。	4月1日から 9月30日まで
	あなづり	40号の区域		4月1日から 9月30日まで
	箱・籠づ け	40号の区域	箱、籠の数は合わせて3本まで。	4月1日から 9月30日まで
ふな	投網	40号の区域	網の目合8節より粗いもの。	1月1日から 12月31日まで
	竿釣	40号の区域	毛鉤、餌釣	1月1日から 12月31日まで



はや	投網	40号の区域	網の目合14節より粗いもの。	8月1日から 翌年3月20日まで
	竿釣	40号の区域	毛鈎、餌釣	1月1日から 12月31日まで
ます	投釣	41号の区域	釣竿により又は釣竿にリールを取付けて使用。(ルアー、フライ含む)	ます解禁日から 8月31日まで
	竿釣	41号の区域	毛鈎、餌釣	ます解禁日から 8月31日まで

- 2 遊漁を行うに際して、簡易潜水器（アクアラング）を使用してはならない。
- 3 遊漁を行うに際して、船舶を使用してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あ ゆ	5月20日から11月30日までの期間内で毎年組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から11月30日まで
ま す	3月1日から8月31日までの期間内で毎年組合が定めて公示する日（ます解禁日）から8月31日まで

- 2 前項の公示は、組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法は、それぞれウ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

	ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
1	馬洗川における三次市南畑敷町、南畑敷頭首工上流30mから同頭首工下流70mまでの区域	全漁具、漁法	全期間
2	神野瀬川における三次市君田町、記念橋上流50mから同橋下流松ヶ瀬井堰までの区域	全漁具、漁法	全期間
3	江の川における三次市粟屋町長谷川右	全漁具、漁法	全期間

	岸と江の川左岸の合流点から江の川右岸を真北に見通した直線から下流、江の川左岸の三次市粟屋町と安芸高田市高宮町の境界点から江の川右岸、中国電力株式会社の導水路第一排砂門下流端を見通した直線に至るまでの区域		
4	上下川における三次市三良坂町、灰塚ダム本堤上流 1000mから同本堤下流 240mまでの区域	全漁具、漁法	全期間
5	上下川における三次市吉舎町、知和堰堤中心部から下流 1150m までの区域（灰塚ダム知和ウエットランドの区域）	全漁具、漁法	全期間
6	馬洗川における三次市吉舎町、巴橋上流 50m から同橋下流 190mまでの区域	全漁具、漁法	全期間
7	布野川における三次市布野町、道の駅「ゆめランド布野」親水公園遊歩道の間 150m の区域	ますを目的とした投釣、竿釣を除く全漁具・漁法	全期間
8	長瀬川における長瀬川と江の川本流合流点から安芸高田市高宮町川根所在の新出井堰までの区域	友釣、投釣、箱・籠づけ、竿釣を除く全漁具・漁法	あゆ解禁日から 7月20日まで
9	馬洗川における水道橋から鶴飼乗船場ワンド内の区域（ハヤ釣り専用区）	はやを目的とした竿釣りを除く全漁具、漁法	10月1日から 翌年3月31日まで
10	美波羅川における JR 芸備線の美波羅川橋梁から馬摺橋までの区域	友釣、ちょんがけ、ちゃぐり、投釣、のべなわ、ほこづき、あなづり、箱・籠づけ、竿釣を除く全漁具・漁法	あゆ解禁日から 6月30日まで
11	上下川における三次市向江田町池田所在の池田井堰上流側から下流 450mまでの区域	友釣、ちょんがけ、ちゃぐり、投釣、のべなわ、ほこづき、あなづり、箱・籠づけ、竿釣を除く全漁具・漁法	あゆ解禁日から 6月30日まで

12	江の川における安芸高田市高宮町山根川尻から三次市作木町両国橋上流側までの区域	あゆを目的とした全漁具、漁法	10月20日から 11月30日まで
----	--	----------------	----------------------

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が18歳未満のときは無料、障がい者手帳を提示された方は、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	投網、友釣、ルアー釣、ちゃぐり、たいまち	2日 2,500円 1年 8,000円 (連日券)
	たも網、ちょんがけ、徒手採捕	2日 1,500円 1年 4,500円 (連日券)
こい	投網	2日 2,500円 1年 8,000円 (連日券)
	投釣、のべなわ	2日 1,500円 1年 4,500円 (連日券)
うなぎ	のべなわ、ほこづき、あなづり、箱・籠づけ	2日 1,500円 1年 4,500円 (連日券)
ふな	投網	2日 2,500円 1年 8,000円 (連日券)
はや	竿釣	2日 300円 1年 1,000円 (連日券)
ます	投釣、竿釣	2日 1,500円 1年 4,500円 (連日券)

2 前項の規定にかかわらず、2日券(連日券)、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、第1項による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	住所	納付場所	電話番号
(1)	三次市三次町1857-1	江の川漁業協同組合	0824-62-2744
(2)	その他組合が指定する場所		

- 4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
  - 3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、漁場監視員であることを表示する。

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。
- この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は知事の認可のあった日から施行する。

## 帝釈峡漁業協同組合内水共第 42 号及び第 43 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、帝釈峡漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内水共第 42 号及び内水共第 43 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下単に「魚場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、ます、こい、ふな、うなぎ、わかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭ですることとする。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
ます(あまご)	4月1日から8月31日
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で理事が定めて公示する日(解禁日)から11月30日まで
うなぎ こい ふな わかさぎ	周年とする

2 前項の公示は、組合の掲示板及び遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 4 条 次の表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄の区域内においては、ウ欄の統数又は規模の範囲内でエ欄の期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法		イ 区域	ウ 統数又は規模	エ 期間
あゆ ます うなぎ	手釣、竿釣	全区域 ただし、第5 条は別とす る	1人3本以内	4月1日からあゆ解 禁日より10日間ま では、ヤスによる遊 漁はしてはならない
	つけ針、ヤス			
こい ふな	手釣、竿釣		1人3本以内	
	ヤス			
わかさぎ	手釣、竿釣	1人3本以内		

2 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合は、公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄の期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
福柵川の山室正利宅より上流の入谷橋下(上流)まで	手釣、竿釣、つけ針以外の漁法	6月1日から 8月31日まで
帝釈川の蛸橋より上流の石雲橋(たいこ橋)まで	手釣、竿釣、つけ針以外の漁法	6月1日から 8月31日まで
神竜湖	手釣、竿釣以外の漁法	1月1日から 4月14日まで
庄原市東城町川鳥柳田橋下流側及び同町帝釈始終白石中橋下流側から同町帝釈宇山索麵橋上流側に至るまでの帝釈川本流及び支流(始終川)の区域 (広島県漁業調整規則による採捕禁止区域)	全て漁法	10月1日から 3月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児もしくは小学校児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項のただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

漁種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ ます(あまご) うなぎ	手釣、竿釣、つけ針、ヤス	日券 2,000 円	年券 6,000 円
こい ふな	手釣、竿釣、ヤス	日券 1,000 円	年券 2,000 円
わかさぎ	手釣、竿釣	日券 500 円	年券 2,000 円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は遊漁することができる。内水共第 44 号における遊漁についても同様とする。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

納付場所	住所	電話番号
帝釈峡漁業協同組合	庄原市東城町帝釈宇山	08477-6-0028
その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認書に関する事項)

第 7 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は、貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 8 条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告などのために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 9 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第 2 号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であるこ

とを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の許可があった日から施行する。



## 帝釈峡漁業協同組合内水共第 44 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、帝釈峡漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内水共第 44 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭ですることとする。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 9 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は直ちに、第 5 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行なければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で理事が定めて公示する日(解禁日)から 11 月 30 日まで
うなぎ	周年とする

2 前項の公示は、組合の掲示板及び遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 4 条 次の表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄の区域内においては、ウ欄の統数又は規模の範囲内なければならない。

ア 漁具・漁法		イ 区域	ウ 統数又は規模
あゆ	手釣、竿釣	全区域	1 人 3 本以内
うなぎ	つけ針、ヤス		

2 釣り大会のため漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合は公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児もしくは小学校児童の時は無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

漁種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ うなぎ	手釣、竿釣、つけ針、ヤ ス	日券 2,000円	年券 6,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。また、内水共第42号及び第43号における遊漁についても同様とする。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

納付場所	住所	電話番号
帝釈峡漁業協同組合	庄原市東城町帝釈宇山	08477-6-0028
その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認書に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は、貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告などのために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことが

できる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の許可があった日から施行する。

## 東城川漁業協同組合内水共第 45 号、内水共第 46 号、内水共第 47 号及び内水共第 48 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、東城川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 45 号、内水共第 46 号、内水共第 47 号及び内水共第 48 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ます、うなぎ、ふな、はや(おいかわ・かわむつ・うぐい)、わかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムにより行わなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）による遊漁は、あゆ解禁日から 27 日間、やす、チョンガケによる遊漁は、あゆ解禁日から 17 日間してはならない。

- 2 すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）による遊漁は、あゆ放流日からあゆ解禁日までしてはならない。
- 3 日没から日の出までは、水中で燈火等を使用する遊漁をしてはならない。
- 4 次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁具、漁法は、ウ欄の期間中遊漁してはならない。（釣り専用区）

ア 区域	イ 漁具、漁法	ウ 期間
1 庄原市東城町受原大渡橋下流から同町菅菅竹橋上流までの区域	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ)を除く)、つけ針以外の漁具、漁法	あゆ解禁日から 9 月 1 日午前 6 時まで
2 庄原市東城町東城若松橋下流から同町東城栃木橋上流までの区域	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ)を除く)、つけ針以外の漁具、漁法	あゆ解禁日から 9 月 1 日午前 6 時まで

3 神石郡神石高原町小野 向原橋 から同町小野 新坂郵便局前まで の区域	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ) を除く)、つけ針以外の漁具、 漁法	あゆ解禁日から9 月1日午前6時ま で
--	--	---------------------------

- 5 投網を使用する遊漁はしてはならない。
- 6 わかさぎを対象とする遊漁は、3月21日から3月31日までの間はしてはならない。
- 7 ますを対象とする遊漁のうち、すくい網(たいまち、たも網、にごりくみ)、やすにつ  
いては、4月1日から5月15日までの間はしてはならない。
- 8 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる統数又は規模の範囲内  
でなければならない。

ア 漁具、漁法		イ 統数又は規模
あゆ	竿釣	1人竿1本
こい、ます、うなぎ、ふな、はや(おいかわ、 かわむつ、うぐい)、わかさぎ	竿釣	1人竿3本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内  
で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で理事が定めて公 示する日(あゆ解禁日)から11月30日まで
ます	4月1日から8月31日まで

2 前項の公示は、組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示するほか、組合のウ  
ェブサイトにて公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、  
イ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
1 庄原市東城町川西宮平橋から上流全域	11月1日から翌年3月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が18才以下のときは無料、身  
体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に  
相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げ  
る額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、チョンガケ、すくい網 (たいまち、たも網、にごりくみ)、 やす	1日 2,500円 1年 9,000円
こい、ます、ふな、はや(お いかわ・かわむつ・うぐい)、 わかさぎ	すくい網 (たいまち、たも網、にご りくみ)、やす	1日 2,500円 1年 9,000円
こい、ます、わかさぎ	手釣、竿釣	1日 2,000円 1年 5,000円
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎばさみ、延縄、 つけ針	1日 2,000円 1年 5,000円
ふな、はや(おいかわ・かわ むつ・うぐい)	手釣、竿釣	1日 500円 1年 1,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又は、より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	東城川漁業協同組合	庄原市東城町川東	08477-2-0605
(2)	その他組合の指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

#### (遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

#### (遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 9 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第 2 号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 沼田川漁業協同組合内水共第 49 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、沼田川漁業協同組合（以下「組合」という）の有する内水共第 49 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣、手釣、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、ほこつき、つけ針及びうなぎ籠による場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣、手釣、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、ほこつき、つけ針及びうなぎ籠による遊漁の場合には、第 10 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 期間
投網、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、たも網（にごり網を含む）、ほこつき	7 月 10 日の解禁日から 11 月 30 日まで

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 1 項のあゆ解禁日から 7 月 31 日までの間は、日没から日の出までの間に於いて、投網、ほこつき、たも網（にごり網を含む）による遊漁してはならない。

3 たも網（にごり網を含む）による遊漁は、網口口径 100 センチメートルを超えるものを使用してはならない。



(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日(あゆ解禁日)から11月30日まで
こ い	1月1日から12月31日まで
う なぎ	4月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、組合及び第6条第4項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具、漁法	ウ 期間
三原市大和町中央大橋上流から一万橋下流までの区域(棕梨ダム)	投網、竿釣	9月10日から11月10日まで
三原市大和町中央大橋より下流の区域のうち (1) 中国電力株式会社の設置の取水塔中心から貯水池側20メートル上下流20メートルの点を通り取水トンネル中心線との垂線及び平行線で囲まれる区域 (2) 棕梨ダム堤体左岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「No. 211 推砂測量標識」とダム堤体右岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダムの堤体までの区域	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
東広島市河内町中河内能光橋より下流能光淵までの区域	竿釣を除く 全漁具、漁法	あゆ解禁日から8月15日まで
東広島市河内町中河内(河内駅前)城渡橋上下流100メートルの区域	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
東広島市福富町竹仁の魚塚の木矢橋より下流700メートルの区域	竿釣を除く 全漁具、漁法	あゆ解禁日から7月31日まで
三原市本郷町船木川西鬼頭堰から同町船木川西船木橋下流側の下流700メートルの線に至るまでの沼田川の区域	あゆについて の全漁具、漁法	10月1日から11月15日まで

福富ダム堤体左岸側から上流(約 20m地点)に設置されている「網場アンカーブロック」とダム堤体右岸側から上流(約 100m地点)に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダムの堤体までの区域	全漁具、漁法	1月1日から 12月31日まで
三原市大和町中央大橋(棕梨ダム)から上流全て	竿釣りを除く 全漁具、漁法	1月1日から 12月31日まで
三原市本郷町駒原頭首工から免開橋までの区域	竿釣りを除く 全漁具、漁法	あゆ解禁日か ら8月10日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第4項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	竿釣、から釣、ほこつき (ちゃぐり、ちょんがけ)	2,500円	6,000円
あゆ	投網	3,000円	9,000円
こい	たも網、(にごり網を含む)	800円	2,000円
こい	竿釣、手釣、ほこつき	700円	2,000円
うなぎ	竿釣、手釣、つけ針	700円	3,000円
	うなぎ籠(一人5籠まで)	700円	3,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 第1項の規定に関わらず、中学校の生徒であって、30人が一括遊漁承認申請をした場合は、一人当たり年券500円を遊漁料の額とする。

4 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣、から釣(ちゃぐり、ちょんがけ)つけ針、ほこつき、うなぎ籠による遊漁の場合には、当該遊

漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	沼田川漁業協同組合	東広島市河内町中河内 569-3	082-437-1492
(2)	その他組合が指定する場所		

5 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、定められた漁具、漁法以外はしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

5 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

(1) 三原市本郷町船木川西鬼頭堰から同町船木川西船木橋下流側の下流 700メートルの線に至るまでの沼田川の区域

(2) 三原市大和町大字和木王子原福源橋から一万橋下流側に至るまでの椋梨川の区域

6 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 沼田川漁業協同組合内水共第 50 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、沼田川漁業協同組合（以下「組合」という）の有する内水共第 50 条第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(ふなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣の遊漁による場合には口頭で、その他の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には、第 10 条の規定にする場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養又は組合員若しくは遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後その者の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表に掲げる漁具、漁法による遊漁は、行ってはならない。

漁具、漁法
投網、ほこつき、たも網(にごり網を含む)

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
ふな漁業	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定に係わらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具、漁法	ウ 期間
三原市大和町中央大橋上流から一万橋下流までの区域(棕梨ダム)	竿釣	9月10日から11月10日まで
三原市大和町中央大橋より下流の区域のうち (1) 中国電力株式会社の設置の取水塔中心から貯水池側20メートル上下流20メートルの点を通り取水トンネル中心線との垂線および平行線で囲まれた区域 (2) 棕梨ダム堤体左岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「No. 211 推砂測量標識」とダム堤体右岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダム堤体までの区域	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
三原市大和町中央大橋(棕梨ダム)から上流全て	竿釣を除く 全漁具、全漁法	1月1日から12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、第1項の場合において遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、同項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第4項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	遊漁料	
ふな	手釣、竿釣	日券 700円	年券 2,000円

2 第1項の規定に係わらず、中学校の生徒であって、30人以上が一括遊漁承認申請した場合は、1人当たり年券500円を遊漁料の額とする。

3 第1項の規定に係わらず、内水共第49号に係る遊漁承認証を購入した遊漁者は、その遊漁承認証の漁具、漁法によりふなを採捕することができる。

4 遊漁料の納付は次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	沼田川漁業協同組合	東広島市河内町中河内 569-3	(082) 437-1492
(2)	その他組合が指定する場所		

5 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知をはかる。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視委員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

(1) 三原市大和町大字和木王子原福源橋から一万橋下流側に至るまでの椋梨川の区域

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする

(漁場監視員)

第9条 漁場監視委員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視委員は、別記様式第2号の漁場監視委員証を携帯し、かつ、漁場監視委員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後そ

の者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は知事の認可のあった日から施行する。



## 本郷沼田川漁業協同組合内水共第 49 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内水共第 49 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣、手釣、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、ほこつき、つけ針及びうなぎ籠による場合には、口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣、手釣、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、ほこつき、つけ針及びうなぎ籠による遊漁の場合には、第 10 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は、第 10 条に規定する場合を除き第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 期間
投網、から釣り（ちゃぐり、ちょんがけ）、たも網（にごり網を含む）、ほこつき	7 月 10 日の解禁日から 11 月 30 日まで

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 1 項のあゆ解禁日から 7 月 31 日までの間は、日没から日の出までの間において、投網、ほこつき、たも網（にごり網を含む）による遊漁をしてはならない。

3 たも網（にごり網を含む）による遊漁は網口口径 100 センチメートルを超えるものを使用してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日(あゆ解禁日)から11月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	4月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、組合及び第6条第4項に規定する納付場所に掲示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
三原市大和町中央大橋上流から一万橋下流までの区域(棕梨ダム)	投網、竿釣	9月10日から11月10日まで
三原市大和町中央大橋より下流の区域のうち (1) 中国電力㈱の設置の取水塔中心から貯水池側20メートル上下流20メートルの点を通り取水トンネル中心線との垂線及び平行線で囲まれる区域 (2) 棕梨ダム堤体左岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「No.211 推砂測量標識」とダム堤体右岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダムの堤体までの区域	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
東広島市河内町中河内能光橋より下流能光淵までの区域	竿釣を除く全漁具、漁法	あゆ解禁日から8月15日まで
東広島市河内町中河内(河内駅前)城渡橋上下流100メートルの区域	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
東広島市福富町竹仁の魚塚の木矢橋より下流700メートルの区域	竿釣を除く全漁具、漁法	あゆ解禁日から7月31日まで
三原市本郷町船木川西鬼頭堰から同町船木川西船木橋下流側の下流700メートルの線に至るまでの沼田川の区域	あゆについての全漁具、漁法	10月1日から11月15日まで

福富ダム堤体左岸側から上流（約 20 メートル地点）に設置されている「網場アンカーブロック」とダム堤体右岸側から上流（約 100 メートル地点）に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダムの堤体までの区域	全漁具、漁法	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
三原市大和町中央大橋（棕梨ダム）から上流すべての区域	竿釣りを除く全 漁具、漁法	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
三原市本郷町駒原頭首工から免開橋までの区域	竿釣りを除く全 漁具、漁法	あゆ解禁日から 8 月 10 日まで

（遊漁料の額及び納付方法）

第 6 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の 2 分 1 に相当する額とし、第 4 項ただし書に規定する方法により納付するときは、500 円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	遊漁料	
あゆ	竿釣、から釣り（ちゃぐり、ちょんがけ）、ほこつき	日券 2,500 円	年券 6,000 円
あゆ	投網	日券 3,000 円	年券 9,000 円
こい	たも網（にごり網を含む）	日券 800 円	年券 2,000 円
こい	竿釣、手釣、ほこつき	日券 700 円	年券 2,000 円
うなぎ	竿釣、手釣、つけ針		
うなぎ	うなぎ籠（一人 5 籠まで）	日券 700 円	年券 3,000 円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、中学校の生徒であって、30 人以上が一括遊漁承認申請をした場合は、一人当たり年券 500 円を遊漁料の額とする。

4 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、から釣り（ちゃぐり、ちょんがけ）、つけ針、ほこつき、うなぎ籠による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	本郷沼田川漁業協同組合	三原市本郷町船木 3128-1	0848-86-6121
(2)	その他組合が指定する場所		

5 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、定められた漁具・漁法以外はしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

5 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

(1) 三原市本郷町船木川西鬼頭堰から同町船木川西船木橋下流側の下流 700メートルの線に至るまでの沼田川の区域。

(2) 三原市大和町和木王子原福源橋から一万橋下流側に至るまでの椋梨川の区域。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は知事の認可のあった日から施行する。

## 芦田川上流漁業協同組合内水共第 51 号及び内水共第 52 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、芦田川上流漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内水共第 51 号及び内水共第 52 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ、ふなをいう。以下同じ。)の採捕(以下遊漁という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ちょんがけによる場合は、第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間、遊漁の方法)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具又は漁法によって、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 期間
あ ゆ	竿釣、ちょんがけ 投網	6 月 1 日から 12 月 31 日までの期間内で組合が定めて公示する日(解禁日)から 12 月 31 日まで
う なぎ	手釣、竿釣、うなぎ 籠 つけ針、やす	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
ふ な	手釣、竿釣 投網、やす	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 前項の公示は、第 7 条第 3 項の納付場所に掲示してするものとする。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種について、イ欄の漁具、漁法による遊漁は、ウ欄の期間中は終日、エ欄の期間中は日没から日の出までは行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 期間	エ 期間
あ ゆ	投 網	6月1日から12月31日までの期間内で理事が定めて公示する釣り解禁日から投網解禁日まで	投網解禁日から12月31日まで
ふ な	投 網	4月1日からあゆ投網解禁日まで	あゆ投網解禁日から12月31日まで

2 第1項の公示は、第7条第3項の納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 第3条、第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中してはならない。

ア 区域	イ 漁法	ウ 期間
世羅郡世羅町伊尾三川ダム堰堤上流から同世羅町川尻桜橋下流までの区域 (三川ダム)	あゆ、うなぎ、ふなにおける手釣り、竿釣り以外の漁法	1月1日から12月31日まで
世羅郡世羅町小谷八田原ダム堰堤上流から同世羅町小谷中原橋跡下流までの区域 (八田原ダム)	あゆにおける竿釣り以外の漁法	1月1日から9月15日まで
	あゆにおける全ての漁法	9月16日から12月31日まで
	うなぎ、ふな漁業における手釣り、竿釣り以外の漁法	1月1日より12月31日まで

2 前項にかかる制限は理事が定めて公示したときは、解除することができる。

3 理事が第1項の制限を解除する場合は、理事会の決議によらなければならない。

4 第2項の公示は、第7条第3項の遊漁料の納付場所においてするものとする。

(全長等の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさのものを

採捕してはならない。

ア 魚種	イ 大きさ
うなぎ	全長 30 センチメートル以下
ふな	全長 6 センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、第1項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、第1項に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1)手釣、竿釣、ちょんがけ、うなぎ籠、つけ針及びやすによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	竿釣	2,000円	6,000円
	ちょんがけ	(日券1号)	(年券1号)
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎ籠、つけ針やす	800円	3,000円
		(日券2号)	(年券2号)

(2)その他の遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	投網	2,000円	6,000円
ふな		(日券1号)	(年券1号)

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	芦田川上流漁業協同組合	世羅郡世羅町伊尾	0847-24-0442
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。



## 芦田川府中漁業協同組合内水共第 53 号及び内水共第 54 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、芦田川府中漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 53 号及び内水共第 54 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下遊漁という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、友釣、投網、流し釣り、うなぎ籠による場合には、第 9 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 5 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の期間中はしてはならない。

ア 魚種	イ 漁具、漁法	ウ 期間
こい	毛針（疑似餌針）	4 月 1 日から第 4 条第 1 項のあゆ解禁日まで
ます		9 月 1 日から第 4 条第 1 項のあまご解禁日前日まで

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	竿釣（友釣）については6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から11月30日まで
	投網については6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から11月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで ただし、投網の遊漁については6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで
ます	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示する日（あまご解禁日）から8月31日まで

- 2 前項の公示は、組合の事務所及び第5条第3項の遊漁料の納付場所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

（遊漁料の額及び納付方法）

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

手釣、竿釣、友釣、投網、流し釣、うなぎ籠による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	竿釣（友釣）	2,000円	5,000円
こい	手釣、竿釣	2,000円	3,000円
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎ籠、流し釣り		
ます	手釣、竿釣	2,000円	4,000円
あゆ、こい	投網	2,000円	6,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

	納付場所	住所
(1)	芦田川府中漁業協同組合	府中市鶉飼町702-1
(2)	その他組合が指定する場所	

- 4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

## 福山市芦田川漁業協同組合内水共第 55 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、福山市芦田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 55 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（ふな、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、さお釣、たも網、投網、うなぎ筒、うなぎ籠（全て船使用を含む）の遊漁による場合には、口頭とするものとする。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、さお釣、たも網、投網、うなぎ筒、うなぎ籠（全て船使用を含む）による遊漁の場合には、第 7 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者（以下、「遊漁者」という）は、直ちに第 3 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第 3 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、第 3 項ただし書に規定する方法により納付するときは、同項に掲げる額に 500 円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	統数又は規模	遊漁料		
ふな	手釣、さお釣、たも網		1 日	400 円	1 年 1,800 円
	投網		1 日	600 円	1 年 3,600 円
	船使用		1 日	1,200 円	1 年 8,400 円
うなぎ	手釣、さお釣、たも網		1 日	400 円	1 年 1,800 円
	投網、うなぎ筒、うなぎ籠	うなぎ籠は 1 人 5 個以内	1 日	600 円	1 年 3,600 円
	船使用		1 日	1,200 円	1 年 8,400 円

2 遊漁料の納付は、福山市草戸町四丁目 1-2 福山市芦田川漁業協同組合事務所（電話 924-1285）においてしなければならない。

ただし、手釣、さお釣、たも網、投網、うなぎ筒、うなぎ籠（全て船使用を含む）に

よる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第4条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第5条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第6条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第7条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は知事の認可のあった日から施行する。